

## 国内金融機関が海外で発行するE T N（指標連動証券）の上場制度等の整備について

2019年9月26日  
株式会社東京証券取引所

### I 趣旨

当取引所は、2011年4月よりJDR（日本型預託証券）形式によるE T N（指標連動証券）の上場制度を整備していますが、従来、外国の者が海外で発行するE T Nを上場対象としてきました。この度、発行スキームの柔軟化を図ることにより上場対象商品の拡充を推進する観点から、国内金融機関が海外で発行するE T Nの上場を可能とする等の制度整備を行うこととします。

### II 概要

項目	内容	備考
1. 上場対象商品の拡充	<ul style="list-style-type: none"><li>国内金融機関が海外で発行するE T N（指標連動証券）を受託有価証券とする有価証券信託受益証券（金融商品取引法施行令第2条の3第3号）を新たに上場対象とします。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>E T Nとは、外国で発行された金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」といいます。）第2条第1項第5号に掲げる有価証券又は外国で発行された同項第17号に掲げる有価証券のうち同項第5号の社債券の性質を有するものであって、当該有価証券の償還価額が特定の指標に連動することを目的とするものをいいます。</li></ul>
1. 上場制度の見直し (1) 上場審査 (外国金融商品取引所等における重複上場基準の見直し)	<ul style="list-style-type: none"><li>新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE T Nが外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されていること又はその見込みがあることに係る基準は、保証者が存在しない場合において発行者が外国の者以外であるときには、適用しないこととします。</li></ul>	

項 目	内 容	備 考
<p>(その他の基準の見直し)</p> <p>(2) 上場廃止</p> <p>(3) その他 (発行者の代理人等の選定に係る見直し)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新規上場申請銘柄に係る受託有価証券であるE T Nの発行のための法律が整備されていること及び当該新規上場申請に係るE T N信託受益証券の発行者（保証者が存在する場合は、保証者）を監督する行政庁が存在することに係る基準は、保証者が存在しない場合において発行者が外国の者以外であるときには、適用しないこととします。</li> <li>・ 発行者が最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに各事業年度における中間会計期間及び各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等（四半期財務諸表提出会社又は四半期連結財務諸表提出会社である場合にあつては、四半期財務諸表等。）が記載又は参照される有価証券報告書等を作成していない場合には、それらに代わる書類による審査を可能とすることとします。</li> <li>・ 上場E T N信託受益証券に係る受託有価証券であるE T Nが上場若しくは継続的に取引される全ての外国金融商品取引所等において当該上場E T N信託受益証券等の上場廃止が決定された場合又は外国金融商品取引所等における当該上場E T N信託受益証券等の相場を即時に入手することができない状態となったと当取引所が認めた場合に係る基準は、保証者が存在しない場合において発行者が外国の者以外であるときには、適用しないこととします。</li> <li>・ 上場E T N信託受益証券の発行者（上場会社を除く。）による発行者を代理又は代表する権限を有する者の選定は、発行者が外国の者以外である場合は不要とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発行者に係る事業報告書や計算書類の確認、企業グループの状況等を考慮し判断します。</li> </ul>
2. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ その他所要の改正を行います。</li> </ul>	

### Ⅲ 実施時期（予定）

- ・2019年12月13日に実施します。

以 上